

11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」について

国連が定める「女性に対する暴力撤廃国際日」である11月25日にあわせて、毎年11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国的に実施されています。

本市においても、11月1日から11月30日まで市役所総合センター1階及び男女共同参画センターで、女性に対する暴力防止の啓発展示を行い、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの配付などを行いました。また、DV防止啓発講座も行いました。



DV防止啓発講座 DV支援の現場からいま自分にできること



【実施日】 11月26日(月) 午前10時～正午
【講師】 NPO法人いくの学園 支援員

もし、自分のまわりにドメスティック・バイオレンス(DV)に苦しんでいる方がいたり、相談を受けたりした場合に、どのようなことができるのか。支援の現場からDVについて学びました。

また、実は見落としてしまっているかもしれないDVについてもワークショップで体験しました。

★高槻市DV相談予約電話 072-674-7689

月～金 9:00～17:15(祝日・年末年始を除く) ※電話で予約。相談は面談です。

労働法基礎知識ミニ



私たちが働く中で、労働に関する法律を学ぶ機会は、あまりありません。今回は、1月23日(水)に開催した「知っていれば役に立つ!労働法基礎講座」の内容の中から一部を紹介します。



働き方改革関連法という言葉が最近ニュースで見かけるけど、いったい何?



「働き方改革関連法」は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を省略したものです。働き方改革とは、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児・介護との両立など働く人のニーズの多様化に対応するため、働く人の個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものです。働きすぎを防ぎ、働く人の健康を守りつつ、多様なワーク・ライフ・バランスを実現するために本法が成立しました。



今の時代にあった法律になっているんだね。具体的にはどんな内容があるの?



同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善や罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正などがあります。